

長期優良住宅法が改正され、令和4年2月20日より施行されます。

## 法改正の概要

- 『長期優良住宅の普及の促進に関する法律』の改正 令和3年5月28日公布
- 主な改正事項 〈令和4年2月20日施行〉
  - ・ 共同住宅の認定が、住戸単位から住棟単位に変更（管理組合等が一括して申請）
  - ・ 住宅性能評価機関の活用による認定審査の合理化
  - ・ 災害に係る認定基準の新設

## 令和4年2月20日から長期優良住宅の認定申請が変更されます

### ① 長期優良住宅の認定手数料が変更されます

手数料の改正（一戸建て住宅の場合）

建築物の床面積 A (㎡)	改正前		改正後 (確認書等*あり)
	上段 (適合証あり)	下段 (住宅性能評価書あり)	
A ≤ 100 ㎡	7,000 円	17,000 円	13,000 円
	9,000 円	21,000 円	
100 ㎡ < A ≤ 200 ㎡	14,000 円	32,000 円	15,000 円
	9,000 円	21,000 円	
200 ㎡ < A	14,000 円	32,000 円	23,000 円
	9,000 円	21,000 円	

表以外の手数料も改正されています。市 HP で確認できます

### ② 災害の危険性が特に高い区域は、認定対象から除外されます

認定対象から除外される区域

- ・ 地すべり防止区域（地すべり防止法）
- ・ 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法）
- ・ 土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）

県 HP の『わかやま土砂災害マップ』等で区域を確認できます

### ③ 確認書等\*がある場合、申請書には構造計算書等の添付が不要となります

\*確認書等・・・住宅性能評価機関が交付する長期使用構造等である旨が記載された確認書又は住宅性能評価書

2月19日までの申請であれば、従前のままです。（市窓口申請日が基準）

従前の適合証又は住宅性能評価書を添付しての2月20日以降の申請は  
確認書等なしの申請として扱うこととなりますのでご注意ください

詳細は和歌山市建築指導課 HP でご確認ください

- お問い合わせ先 和歌山市 都市建設局 都市計画部 建築指導課  
TEL 073-435-1100 FAX 073-435-1175